

園芸作物サプライチェーン強化計画の認定等に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、国内の産地間競争や輸入農産物との競争に対応するため、地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成される連携協議会が、これまでの地域の枠を超えた連携と、供給連鎖を最適化する取組による競争力ある園芸産地を形成するための園芸作物サプライチェーン強化計画の認定の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「連携協議会」とは、生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成される協議会等であって、別表の要件を満たすものをいう。

2 この要領において「園芸作物サプライチェーン強化計画」（以下「強化計画」という）とは、連携協議会が、競争力ある園芸産地を形成するために行おうとする計画で、別表の要件を満たし、知事が認定する計画をいう。

(強化計画の認定等)

第3 強化計画の認定を受けようとする連携協議会は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

3 知事は、強化計画の審査にあたって、園芸作物サプライチェーン強化計画審査会（以下「審査会」という）を設置するものとし、その設置に関しては別に定める。

4 知事は、第3条1項により申請があった場合は、認定することが適当であると認められるときはその認定を連携協議会に通知するものとし、認定しないときはその旨を連携協議会に通知する。

(強化計画の変更等)

第4 第3条第4項の規定により認定を受けた連携協議会は、当該認定に係る強化計画を変更しようとするときは、別記様式第2号により知事に申請を行うものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあたっては、この限りでない。

2 連携協議会は、強化計画を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、認定を受けた強化計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた強化計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる

(支援施策等)

第5 第3条第4項の規定により知事の認定を受けた連携協議会は、園芸作物サプライチェーン推進事業実施要領に定める事業実施計画の認定を受けることにより、園芸作物サプライチェーン事業費補助金を申請することができるものとする。

(報告及び調査)

第6 連携協議会は、認定された強化計画の遂行状況について、各年度の実施状況を翌年度の5月20日までに別記様式第3号により知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告を受け強化計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、アドバイザーを派遣するなど、当該連携協議会に対し助言等を行うことができるものとする。
- 3 知事は、特に必要と認めた場合には、連携協議会に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月6日から施行する。